

別添 3

富山県建設工事総合管理システム事業管理システム再構築及び運用保守業務 委託契約書（案）

富山県（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）とは、富山県建設工事総合管理システム事業管理システム再構築及び運用保守業務の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

（1） 委託業務の名称 富山県建設工事総合管理システム事業管理システム再構築及び運用保守業務委託

（2） 委託業務の内容 別紙「富山県建設工事総合管理システム事業管理システム再構築及び運用保守業務調達仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとお

（成果物の納入）

第2条 受注者は、発注者に対し、別紙「仕様書」のとお

（委託期間）

第3条 受注者は、委託業務を契約締結の日から令和14年11月30日まで行わなければならない。

2 システム再構築期間は、契約締結の日から令和9年11月30日までとする。

3 運用保守期間は、令和9年12月1日から令和14年11月30日までとする。

（委託料）

第4条 発注者は、受注者に対し委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇円）を支払うものとする。

2 前項の費用のうち内訳は次のとおりとする。

システム再構築業務 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇円）

運用保守業務 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇円）

第5条 本契約におけるシステム再構築業務に係る各会計年度における、委託料の支払は次のとおりとする。

令和7年度委託料 金〇〇円

令和8年度委託料 金〇〇円

令和9年度委託料 金〇〇円

2 発注者は、予算の都合その他必要があるときは、前項の支払額を変更することができる。

3 受注者は前項の規定による変更について異議を申し立てることができない。

第6条 本契約における運用保守業務に係る各会計年度における、委託料の支払は次のとおりとする。

令和9年度委託料 金〇〇円

令和10年度委託料 金〇〇円

令和11年度委託料 金〇〇円

令和12年度委託料 金〇〇円

令和13年度委託料 金〇〇円

令和14年度委託料 金〇〇円

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、免除する。

(業務実施の方法)

第8条 受注者は、委託業務を別紙「仕様書」に基づいて実施しなければならない。

(業務実施の場所)

第9条 受注者は、委託業務を主として発注者又は受注者の事業所内において実施するものとする。ただし、発注者又は受注者の事業所以外の場所で作業を行う必要があるときは、別途発注者と受注者が協議のうえ、作業場所を決定する。

2 受注者は、受注者の事業所内で委託業務を実施する場合においては、その実施に必要な作業場所、コンピュータ機器その他作業に要する物品等を自己の責任において確保し、情報セキュリティに必要な措置を講じなければならない。

(施設等の使用)

第10条 受注者が発注者の事業所内で委託業務を実施する場合において、発注者は、必要があると認めるときは、使用条件を明示し、発注者の施設、設備、備品、諸機器、消耗品等を受注者に使用させ、又は提供することができるものとする。

(善良なる管理者の注意義務)

第11条 受注者は、前条の規定により発注者の施設、設備、備品、諸機器、消耗品等を使用する場合においては、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

(休日等における業務実施)

第12条 受注者が発注者の事業所内において、発注者の職員の勤務時間以外の時間又は休日に委託業務を実施する必要がある場合には、発注者に申し出てその承認を受けるものとする。

(貸与資料等の提供等)

第13条 受注者は、発注者から委託業務を行うために必要な情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を受けたときは、発注者に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により貸与を受けた貸与資料等を発注者の指定を受けた場

所以外の場所に持ち出してはならない。

- 3 前項の規定は、第 19 条第 1 項ただし書（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による再委託（第三者に委託業務の実施を委託し、又は請け負わせることをいう。以下この項及び第 19 条において同じ。）又は再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。以下この項及び第 19 条において同じ。）の承認を受けた場合における当該再委託又は再々委託の相手方（以下「再委託等の相手方」という。）に準用する。

（貸与資料等の返還等）

第 14 条 受注者は、この契約の終了後又は解除後において、貸与資料等（複製したものを含む。以下この条において同じ。）を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、受注者は、発注者の承認を受けたときは、貸与資料等を破棄することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により貸与資料等の返還を受けたときは、受注者に対し、返還を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。

- 3 前 2 項の規定は、この契約の終了前又は解除前において、受注者が業務を行う上で不要となった貸与資料等について準用する。

- 4 前 3 項の規定は、再委託等の相手方に準用する。

（指揮命令）

第 15 条 委託業務の実施に係る受注者（再委託等の相手方を含む。次条及び第 22 条において同じ。）の業務従事者に対する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令は、受注者が行うものとする。

（業務従事者の選任等）

第 16 条 受注者は、業務従事者の選任に当たっては、十分な知識、技能及び経験を有し、かつ、委託業務を適切に実施することができると認められる技術者を選任するものとする。

- 2 受注者は、前項の業務従事者のうちから、委託業務に従事する責任者としてその実施に関する連絡及び確認を行う主任担当者をあらかじめ選任するものとする。

- 3 受注者は、前項の主任担当者を選任し、又は変更するときは、書面をもって発注者に通知し、その承認を受けるものとする。

- 4 受注者は、委託業務の実施に関する連絡及び確認を、原則として、主任担当者を通じて行うものとする。

- 5 受注者は、第 2 項の主任担当者のほか、委託業務の業務従事者を記載した一覧表を作成して発注者に提出するものとする。

（作業管理）

第 17 条 受注者は、この契約締結後速やかに、委託業務の実施に係る工程表を作成

して発注者に提出し、その承認を受けるものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第 18 条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第 19 条 受注者は、委託業務の実施を自ら行うものとし、再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定による再委託の承認を受けたときは、当該再委託の相手方に対し、次条及び第 21 条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 前 2 項の規定は、再々委託が行われる場合に準用する。

4 再委託等の相手方の行為は、受注者の行為とみなす。

(秘密の保持)

第 20 条 受注者は、委託業務の実施上知り得た発注者の秘密（委託業務を実施するうえで発注者を通じて知り得た第三者の秘密を含む。）を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 受注者は、第 16 条第 1 項の業務従事者と、前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結する等必要な措置を講ずるものとする。

3 第 1 項の規定は、この契約の終了後又は解除後においても、なおその効力を有する。

(個人情報の保護)

第 21 条 受注者は、この契約による委託業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(報告の徴収等)

第 22 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(作業報告書の提出及び検査)

第 23 条 受注者は、委託業務に係る作業が終了したときは、その都度遅滞なく作業の成果を記載した報告書 1 部を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書を受理したときは、速やかにその内容を検査するものとする。

(実績報告書の提出)

第 24 条 受注者は、各会計年度における末日又は第 4 条第 2 項の各委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）に、遅滞なく委託業務の成果を記載した実績報告書 1 部を発注者に提出しなければならない。

(実績報告書等の検査及び引渡し)

第 25 条 発注者は、前条の実績報告書及び第 2 条の成果物を受理したときは、速やかに当該委託業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 受注者は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、発注者の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 第 1 項の検査及び前項の補正に要する費用は、受注者の負担とする。

4 成果物の引渡しは、第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときをもって、完了したものとする。

(検査の完了)

第 26 条 発注者は、前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の検査の結果その内容がこの契約の目的を達成していると判断したときは、受注者に対し、その旨を通知するものとする。

(委託料の支払)

第 27 条 受注者は、前条の通知を受理したときは、委託料の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(知的財産権)

第 28 条 委託業務に関する発明、考案等から生じた特許権、実用新案権（以下「特許権等」という。）については、その発明、考案等を発注者が単独で行った場合は発注者に、受注者が単独で行った場合は受注者に、発注者と受注者が共同で行った場合は発注者と受注者の双方に帰属する。

2 受注者が従前から保有する特許権等を委託業務に適用した場合及び前項の規定により受注者に帰属する特許権等が生じ、これが委託業務に適用される場合は、受注者は、発注者に対し、当該特許権等について、発注者が自ら成果物を使用するために必要な範囲で、通常実施権を許諾するものとする。

3 成果物に関する所有権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は、前条の規定により発注者から受注者に委託料が支払われたときに受注者から発注者に移転する。

4 前項の規定にかかわらず、成果物に関する著作権のうち、受注者が従前から保有していた著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合において、受注者は、発注者に対し、成果物について、発注者が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を許諾するものとする。

5 受注者は、発注者に対して成果物に関する著作者人格権の行使をしないものとする。

る。

- 6 成果物に含まれるデータに関する著作権の中に、受注者に留保された著作権が含まれる場合であっても、発注者及び受注者が別途合意する場合を除き、受注者は、発注者が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で成果物に含まれるデータの利用を許諾するものとする。また、成果物に含まれるデータに第三者の著作物が含まれる場合、その著作権は第三者に留保されるが、発注者及び受注者が別途合意する場合を除き、受注者は可能な限り、発注者が第三者に二次利用を許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。併せて成果物納品の際には、受注者は、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、発注者及び第三者が二次利用できない箇所についてはその理由についても付するものとする。

(成果物等の発表又は公開)

- 第 29 条 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認を受けた場合でなければ、委託業務の成果物及びこれに関連する技術成果を発表し、又は公開してはならない。

(委託業務の内容の変更)

- 第 30 条 発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は委託業務の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

- 第 31 条 受注者の責めに帰する事由により、受注者が委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、違約金を徴収して委託期間を延長することができる。

- 2 前項の違約金は、遅滞日数に応じ委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(契約の解除等)

- 第 32 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、この契約の全部若しくは一部を解除し、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は支払った委託料の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 委託業務を遂行することが困難であると発注者が認めたとき。
- (3) 委託業務を継続する意思がないものと発注者が認めたとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

2 前項の場合において、受注者に損害を生ずることがあっても発注者はその損害を賠償しないものとする。

第33条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

（本サービスの一時的な提供停止）

第34条 受注者は、本契約に定める内容にかかわらず、次に掲げる場合は本サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとする。

(1) 戦争、テロ行為、争乱、暴動、致死的な伝染病の流行を含む天災地変（以

下「天災地変」という。)その他の不可抗力、第三者による加害行為(サイバーテロ等)によりシステムの提供が不能になったとき。

(2) 電気通信事業者が事業を中断したとき。

(3) 受注者の責めに帰す場合を除く、その他やむを得ない事由があるとき。

2 前項の場合、受注者は、その事由の発生後直ちに本サービスが停止される時期及びその期間を発注者に対して通知するものとする。

(違約金及び損害賠償)

第 35 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者に契約金額の 10 分の 1 に相当する違約金を支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 32 条第 1 項、前条及び第 40 条第 2 項の規定による場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

3 受注者は、第 1 項の場合において発注者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

(賠償の予約)

第 36 条 受注者は、この契約に関して、第 33 条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 33 条第 1 号又は第 2 号に該当し、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 第 33 条第 3 号に該当し、刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託業務完了後においても適用する。

3 前 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第 1 項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるも

のではない。

(危険負担)

第 37 条 引渡し完了前に成果物に滅失又はき損による損害が生じた場合は、発注者の責めに帰すべき場合を除き、その損害は受注者の負担とする。

2 引渡し完了後に成果物に滅失又はき損による損害が生じた場合は、受注者の責めに帰すべき場合を除き、その損害は発注者の負担とする。

(第三者の権利侵害)

第 38 条 発注者に納入された成果物の全部又は一部につき、発注者が当該成果物を自ら使用するに当たり、第三者から著作権、特許権その他の権利を侵害するものであるとして発注者に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下「訴え等」という。）がなされたときは、受注者の責任において当該第三者との訴え等を解決するものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第 39 条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第 40 条 発注者は、引渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、発注者は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第 1 項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は引渡しの日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受注者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

5 発注者が契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を受注者に通知しないと

きは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(協議)

第 41 条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

(紛争の処理)

第 42 条 前条の協議によっても、なおこの契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合には、富山地方裁判所を管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。ただし、契約書を電磁的記録で作成した場合には、この契約書の電磁的記録を作成し、両者電子署名を施したうえ、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県知事 ○○○○○○

受注者 ○〇市
○○○○○
○○○○○○○

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第 2 条第 5 項に規定する仮名加工情報、法第 2 条第 6 項に規定する匿名加工情報、法第 73 条第 3 項に規定する削除情報等、法第 109 条第 4 項に規定する削除情報及び法第 116 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

受注者は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受注者は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に発注者の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

発注者は、受注者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰

する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

第15 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

個人情報等の取扱状況チェックリスト

①受託業務の名称	
②受託事業者名 (担当者所属・職・氏名)	
③県への報告日(年月日)	

※この様式は、特記事項第11に基づき、発注者(県)へ提出してください。

項目	チェック項目欄	チェック欄 (遵守の場合、 ✓を記入)
第1 取得の制限	個人情報等を取得する時は、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならないことを理解している。	☐
第2 個人情報等に関する秘密の保持	委託事務を処理するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない(契約終了後及び契約解除後も同様)ことを、個人情報取扱責任者及び従事者に教育、又は、周知している。	☐
第3 利用及び提供の制限	本委託業務で利用する個人情報等は、許可された受託業務外で利用しないことを理解している。	☐
	従事者に対し、利用する個人情報の受託事務以外での利用及び提供が禁止されていることを教育又は、周知している。	☐
第4 安全確保の措置	個人情報等の保護に関する体制を維持することを社内ルール等に定めている。	☐
	本委託業務における個人情報等の取扱いに係る責任者を定めている。	☐
	本委託業務における個人情報等の取扱いに係る従事者を定めている。	☐
	本委託事務において利用する個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止等のために必要な措置を講じている。 (必要な措置の例) ・作業場所の特定、保管庫の施錠、取扱記録の作成、従事者から誓約書の提出を義務付ける、サーバーやパソコンへのアクセスに当たっての個人認証の実施、ウイルス対策ソフトのインストール等 講じた措置は具体的にどのような措置ですか。	☐
	保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等の不正利用防止措置を講じている。また、従事者に、上司等の許可を受けてから持ち出すことを指導している。	☐
	保有個人情報等を取り扱う事務を実施する区域及び保有個人情報等を取り扱うサーバー等を管理する区域を明確にしている。	☐
第5 派遣労働者等の利用時の措置	正社員以外の派遣労働者や非常勤従事者がいる場合は、これらの者に対して県と合意した内容の義務を遵守させなければならないことを理解している。	☐
第6 再委託	個人情報等を取り扱う業務を第三者(子会社も含む。)に再委託する場合には、事前に発注者の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならないことを理解している。	☐
	受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うことを理解している。	☐
第7 従事者への周知、監督及び教育等	保有個人情報を適切に管理するために社内で教育研修を行っている。	☐
	従事者に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容を他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならないことを理解している。	☐
	保有個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行っている。	☐
第8 複写又は複製の禁止	従事者に対し、発注者から提供された保有個人情報等を、発注者の承諾なく複写又は複製を行ってはならないことを指導しなければならないことを理解している。	☐
第9 資料等の返還及び廃棄	従事者に対し、発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を事務完了後、直ちに返還し、又は引き渡す必要があることを、指導しなければならないことを理解している。	☐
	本委託業務において利用する個人情報等が不要となった場合、廃棄又は消去すること、また個人情報等の廃棄又は消去の際には、電磁的記録媒体等に記録されているデータが判読できないよう必要な措置を実施しなければならないことを理解している。	☐
第10 事故報告	この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならないことを理解している。	☐
	個人情報等の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が発生した場合に備え、緊急時の報告について手順や方法を定めている。	☐